

新たな津波ハザードマップと津波避難計画の概要について

本市は、令和7年3月24日に神奈川県から津波災害警戒区域の指定を受けたことに伴い、令和7年度に、津波避難対策として下記の取組を進めています。

現在、各取組についてそれぞれ考え方や概要等を整理したので、今後市民等に周知啓発を進めてまいります。

1 津波ハザードマップについて

(1) 新たな津波ハザードマップの特徴

①津波災害警戒区域の指定に伴い得られた「基準水位」を反映。

(浸水域は「神奈川県津波浸水想定図」(平成27年3月31日公表)と同じ。)

②「避難対象地域」を図示。

津波が発生した場合に避難が必要な地域(=大津波警報発表時の避難指示発令対象地域)であり、市が指定する区域のこと。

「避難対象地域」は、浸水想定区域が含まれる字・丁目単位で指定します。

※中島地区の国道1号北側を除く。浜之郷は千ノ川付近の一部を指定。

③相模湾における浸水想定図・30cmの津波が到達する時間を掲載。

※30cmは避難行動としての歩行が困難となる深さであるため。

(2) 今後のスケジュール

8月下旬：ホームページで公表

9月中：全世帯へ配布

2 津波避難計画について

(1) 津波避難計画とは

津波避難計画は、市民等の津波避難行動の考え方や市の津波対策の体制など、市民等の迅速かつ円滑な避難を確保するために必要な事項を定めた計画。(津波対策の推進に関する法律(「津波対策推進法」)第9条第2項)

今年度、国の津波避難計画作成指針に則って「津波避難計画」を策定する予定であり、次項(2)で、その主な内容(市民等の避難対策の考え方に関わる項目)を掲載しています。今後は、この内容を市民等に説明していくとともに、津波避難訓練実施後の検証等を踏まえ、全体をまとめ上げていく予定。

(2) 津波避難計画の主な内容（避難対策の考え方）

ア 避難対象地域

1 - (1) - ②のとおり。

イ 避難目標ライン

津波の危険から避難し、市民の生命の安全を確保するため、避難対象地域の外側における避難の目標とする地点を結んだ道路線のこと。

「避難目標ライン」は、浸水想定区域から一定の離隔を確保した道路線として、西から東に向かい、国道1号～南湖通り～鉄砲道～学園通り～松浪コミセン前。

ウ 避難先

(7) 指定緊急避難場所

津波の危険から緊急的に避難する場所のことで、避難対象地域の外側（避難目標ラインの外側）に、災害対策基本法に基づき市が指定します。

「指定緊急避難場所（津波）」は、西から東に向かい、今宿小・鶴嶺小・梅田中・梅田小・茅ヶ崎小・浜須賀中・松浪小・松浪中の8校。

※指定緊急避難場所は災害対策基本法において災害種別ごとに定めるものですが、本市では、津波の指定場所が32校の公立小中学校すべてを指定しているため、今回の検討を機に「避難目標ラインの外側にある最寄りの小中学校」に整理します。

(4) 津波一時退避場所（津波避難ビル）

避難対象地域の外へ避難することが困難な避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建物のことで、避難対象地域の内側（避難目標ラインの内側）の建物を市が指定します。

「津波避難ビル」は、現在80か所。

※避難目標ラインの内側にある小中学校は「津波避難ビル」として整理します。
※津波避難ビルは、これまで一律「3階以上」を要件としてきましたが、現在「基準水位以上」の高さに見直しを行っており、その結果2階でも可能な施設が増えることとなります。
※避難目標ライン外側の協定津波一時退避場所は、今後、整理（解除）していく予定です。

(5) 津波一時退避場所（津波避難地）

避難対象地域の外へ避難することが困難な避難者や避難が遅れた避難者が緊急的に避難する敷地等の場所のことで、避難対象地域の内側（避難目標ラインの内側）で津波浸水の危険性がない敷地等を市が指定します。

「津波避難地」は、現在、柳島しおさい公園、茅ヶ崎館、恵泉幼稚園、茅ヶ崎ゆかりの人物館の4か所。

(3) 津波からの避難行動の考え方

ア 避難行動の原則

津波も洪水などの他の水害と同様に、「浸水想定区域外への避難」（避難目標ラインを目指す水平避難）が原則となります。

しかし、津波は、他の水害と異なり、発生を予見した時から到達までの時間的猶予がないことが特徴的であるため、津波到達時間までに避難対象地域から避難できない場合は、津波避難ビルや津波避難地へ避難（基準水位以上の高い場所への垂直避難）します。

津波からの避難は「より早く」「より高く」「より遠く」へ、周りの人々に声をかけながら、率先して避難することが大切です。

イ 避難可能距離

浸水想定区域の外側へ避難できるかどうかは、津波到達までの避難可能な距離に よりますが、これを*国の津波避難計画策定指針に掲載の算定方法に基づき、次のとおり設定します。

この算定方法を目安に、市民等がご自身でお住まいや地域の状況等を踏まえ、水平避難又は垂直避難のいずれかの避難行動を平素のうちから想定しておきます。

避難可能距離の算定方法（目安）

①地震発生から避難を開始するまでの時間：地震発生から2分後

②歩行速度：1.0 m/秒（高齢者の自由歩行・群衆歩行・地理不案内者の歩行速度）

③津波到達予想時間：避難行動のための歩行が困難となる30cmの津波高の到達時間

●30 cm以上の津波の到達予想時間が7分の場合

$$\begin{aligned} & (\text{歩行速度}) \times (【津波到達予想時間】 - 【避難開始時間】) = 【避難可能距離 (m)】 \\ & 1 \text{ m/秒} \times \{(7 - 2) \text{ 分} \times 60\} \text{ 秒} = 300 \text{ m} \end{aligned}$$

●30 cm以上の津波の到達予想時間が10分の場合

$$\begin{aligned} & (\text{歩行速度}) \times (【津波到達予想時間】 - 【避難開始時間】) = 【避難可能距離 (m)】 \\ & 1 \text{ m/秒} \times \{(10 - 2) \text{ 分} \times 60\} \text{ 秒} = 480 \text{ m} \end{aligned}$$

※消防庁国民保護・防災部防災課「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書 第2章 市町村における津波避難計画策定指針」に示された「歩行速度」に基づき算出。

(4) 津波対策の周知及び理解向上

上記の津波避難の考え方や市民の避難行動についての理解向上を図るため、JR東海道線以南の地区を対象とした勉強会を順次実施します。（ハザードマップができたらかこれを活用していきます。）